

奈良県告示第十一号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十七条第一項の規定により次のように指定試験機関を指定したので、同法第二十七条の十五の規定により告示する。

令和二年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

一般財団法人日本准看護師推進センター

東京都文京区本駒込二丁目二八番一六号 日本医師会館二階

二 試験事務の範囲

1 試験問題の作成、印刷、輸送及び保管

2 答案の採点及び結果報告

3 その他試験の実施に関する必要な事務

三 指定をした日

令和二年三月三十一日